

岩手県告示第823号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第11条第1項の規定により、次のとおり市街地再開発組合の設立を認可した。

令和3年12月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 組合の名称 中ノ橋通一丁目地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間 令和3年12月8日から令和9年9月30日まで
- 3 施行地区 盛岡市中ノ橋通一丁目地区内（別紙図面のとおり。別紙図面は、省略し、岩手県県土整備部都市計画課及び盛岡市役所に備えておいて縦覧に供する。）
- 4 事務所の所在地 盛岡市肴町4番5号
- 5 設立認可の年月日 令和3年12月8日
- 6 事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 7 公告の方法 事務所の掲示板に掲示して行う。
- 8 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期間 令和3年12月10日から令和4年1月8日まで